

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成27年11月24日(火) 午前 9時30分 開会 午前10時 3分 閉会
3 場 所	第1委員会室
4 出 席 者 (9 人)	山田 昌紀 相馬 欣行 宮脇 俊彦
	舘 大樹 横田 典之 萩原 鉄也
	橋田 夏枝 小沼 富夫 越水 清(議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員	総務部長(小林博己)
	総務課長(山室好正)
	総務課副主幹(守屋康弘)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事(兼)次長 副主幹
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 平成27年12月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【山田昌紀議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【越水清議員】 おはようございます。先ほども皆さんとお話ししたんですけれども、ことしもあと40日を切っております。朝夕大分冷え込んでまいりました。どうぞ皆さん、お体にお気をつけて。この後、11月30日、あと6日後ですね、12月定例会が始まります。どうぞ議会運営について、本日の議会運営委員会、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長【山田昌紀議員】 次に、総務部長から、ご挨拶及び執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【小林博己】 おはようございます。

本日は、11月30日月曜日に招集いたします12月定例会の市長提出議案等について説明をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。着座で失礼いたします。

12月定例会に提出いたします議案といたしましては、条例の制定議案が1件、条例の一部改正議案が3件、補正予算議案が4件、その他の議案が2件、また、報告案件が3件、合計13件を予定してございます。

条例の制定1議案についてでございます。

○議案第53号 伊勢原市行政不服審査法施行条例の制定について

まず初めに、議案書の1ページをごらんください。改正行政不服審査法の施行に伴いまして、第三者機関の設置等について定める必要があるため、提案するものでございます。

2ページから6ページが条例案となっておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

○議案第54号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

続きまして、10ページをお開きください。こちらにつきましては、マイナンバー法に係る庁内連携において利用する事務及び特定個人情報について追加する必要があるため、提案するものでございます。

11ページ、12ページに改正条例案、13ページ、14ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

○議案第55号 伊勢原市税条例等の一部を改正する条例について

続きまして、15ページでございます。平成27年度の税制改正に対する内容

といたしましては、3月に専決処分をさせていただきまして、その承認については臨時会でお願ひしたところでございますけれども、それ以外の平成27年度の税制改正に関して、所要の措置を講ずる必要が生じたため、提案するものでございます。

73ページから79ページに改正の要旨を記載してございます。この改正の要旨をごらんいただければと思いますけれども、まず、徴収猶予制度の見直しというのがございます。これまでも税の滞納をしている方々に対しては分割納付ということで手続していたわけですが、実はその分割納付について、税法上の規定が整備されてなかったということで、ここで新たに分割、いわゆる納税猶予をする方に対する手続が法的に定められたということで、それを受けまして、市税条例も改正するというような内容となっております。

続きまして、個人住民税につきましては、消費税の増税に伴いまして、住宅の借入金等特別控除適用期限が時限を限られた中で規定されておりましたけれども、それが延長されるということでございます。

2つ目の寄附金税額控除、ふるさと納税に係る申告の特例制度の創設。こちらにつきましては、給与所得のみの方につきましては、いわゆるワンストップで寄附金、ふるさと納税ができるということで、申し出をすれば、申告をせずにふるさと納税の税額控除が受けられるというような制度の創設でございます。

それから、固定資産税については、わがまち特例適用対象固定資産の追加に伴う特例割合の創設ということでございます。いわゆるサービスつき高齢者住宅に関する税制の優遇制度でございます。わがまち特例の適用ということで、市の条例上定められるということになってございますけれども、本市の場合、参酌基準の3分の2を適用するという改正でございます。

74ページ、軽自動車税については、グリーン化特例措置の創設など特例税率の創設ということでございまして、グリーン化特例措置の創設に伴いまして税率を定めるという規定でございます。

続きまして、76ページの市たばこ税でございます。税率の特例措置の廃止及び税率改正に伴う経過措置の創設ということで、いわゆる旧3級品の制度たばこに係る税率を今後4年間に分けて引き上げていくという経過措置を創設するというものでございます。

それから、その他の1つ目といたしまして、引用法律の改正に伴う条ずれ等による規定事項の整理。

また、2つ目といたしまして、行政手続における、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、個人番号及び法人番号の利用に関する規定の事項の整理をするもの。

それから、78ページに参りまして、3番目、市税の減免手続の申請期限の延長措置に伴う規定の事務ということで、市税の減免手続に係る申請期限、現行の期限前7日から、それを納付期限までということで期間を延長するという措置を

講じます。

4点目といたしましては、規定条文の繰り上げ措置を行うというものでございます。79ページにおきましては、第2条の規定による改正ということで、実は軽自動車税に対しては、平成26年度におきまして一部改正を行ってございました。平成26年度の一部改正を行いましたことから、今回の、その後に措置されたグリーン化特例の措置の対応を図る必要があるということで、第2条によって、平成26年度の一部改正の条例改正をさせていただくということでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

16ページから42ページに改正条例案、43ページから72ページまで新旧対照表が掲載してございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

○議案第56号 伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例について

続きまして、80ページをお開きいただきたいと思います。鈴川公園の改修整備に伴いまして、テニスコートの使用料の額を改正する必要があるため、提案するものでございます。

81ページに改正条例案、82ページに新旧対照表を掲載してございます。ご確認くださいようようお願い申し上げます。

続きまして、補正予算4議案についてご説明させていただきます。

○議案第57号 平成27年度伊勢原市一般会計補正予算（第4号）

別冊のクリーム色の補正予算及び予算説明書をごらんいただきたいと思います。3ページをごらんください。この補正予算につきましては、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債の補正を行うものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、既定の予算総額に5億3019万4000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を308億6298万2000円とするものでございます。

内容といたしましては、事務事業執行に当たり必要となった経費の追加、また、前年度決算に基づく精算及び普通交付税の交付決定等に伴う一般財源の整理となっております。

歳出予算の補正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。26ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費における財政調整基金積立金1億9719万7000円の追加につきましては、今回の歳入歳出予算の補正により生じます一般財源の残余につきまして、財政調整基金に積み立てるものでございます。国県支出金等精算返納金3199万2000円につきましては、平成26年度に歳入いたしました障害者自立支援給付費などに係る国県支出金の精算に伴うものでございます。

2款総務費、2項徴税費における賦課徴収事務費172万8000円の追加、こちらにつきましては、軽自動車に係る税制改正に伴います電算システム改修費用でございます。続きまして、市税過誤納還付金及び加算金1億5230万円の追加、こちらにつきましては、東高森団地の固定資産税課税誤り等に伴う還付金の追加によるものでございます。

2 款総務費、4 項選挙費、選挙管理委員会運営費 2 5 2 万 6 0 0 0 円の追加、こちらにつきましては、選挙権年齢 1 8 歳に引き下げに伴います電算システムの改修費用でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、障害者自立支援給付費 8 9 4 4 万 4 0 0 0 円の追加、こちらにつきましては、サービス利用者の増加等に伴うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2 8、2 9 ページ。3 款民生費、2 項児童福祉費でございます。児童扶養手当支給事業費 4 0 0 万円の追加、こちらは支給単価の増等に伴うものでございます。障害児通所支援事業費 1 1 9 1 万 8 0 0 0 円の追加、こちらにつきましては、サービス利用者の増等に伴うものでございます。子ども・子育て支援給付費 3 6 8 4 万円の追加につきましては、給付単価の増、また、利用者負担の減等に伴うものでございます。また、2 目保育所費の子ども・子育て支援給付費 3 8 8 3 万 4 0 0 0 円の追加、こちらにつきましては、給付単価の増、また、低年齢児の増等に伴うものでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費における農業経営基盤強化対策事業費 7 1 3 万 8 0 0 0 円の追加につきましては、地域の担い手等に対する農地の集積・集約化を図る事業でございまして、県補助 1 0 分の 1 0 で執行するものでございます。

7 款土木費、4 項都市計画費、下水道事業特別会計繰出金 4 3 7 2 万 3 0 0 0 円の減額、こちらにつきましては、平成 2 6 年度決算に基づきまして精算を行うものでございます。

続きまして、歳入の補正内容につきましてご説明をいたします。

恐縮ですが、2 0 ページにお戻りいただきたいと思います。1 0 款地方交付税、1 項地方交付税における普通交付税 1 億 3 9 1 3 万 1 0 0 0 円の追加、これは交付額の決定に伴うものでございます。

続きまして、1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金、1 5 款県支出金、1 項県負担金につきましては、歳出補正の制度上の財源でございます。歳出の事業名と対比していただければ、ご理解いただけるとは思いますけれども、対比いたしまして、わかりづらいものとしたしましては、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、地域生活支援事業費補助金 4 9 2 万 6 0 0 0 円の追加、あと、1 5 款県支出金、2 項県補助金における地域生活支援事業費補助金 2 4 6 万 3 0 0 0 円の追加、こちらにつきましては、2 6 ページの歳出におきます障害者自立支援給付費、こちらの財源でございます。一番下段のところでは、8 9 4 4 万 4 0 0 0 円、こちらの財源が以上の 2 つになります。それから、歳入のほうの 1 5 款県支出金、2 項県補助金、機構農地集積協力金 7 1 3 万 8 0 0 0 円、こちらの計上につきましては、2 9 ページの歳出における農業経営基盤強化対策事業費ということで、先ほど 1 0 分の 1 0 で執行すると言ったものの財源となっております。

恐れ入ります、再び 2 1 ページにお戻りいただきまして、1 5 款県支出金、3 項委託金における選挙人名簿システム改修委託金、2 3 ページですね、1 2 6 万

2000円の計上につきましては、選挙管理委員会の運営費の追加ということで、28ページに記載されている事業の財源となっております。

それから、歳入のほうにお戻りいただきまして、18款繰入金、1項特別会計繰入金におきます介護保険事業特別会計繰入金6715万円の追加、こちらにつきましては、平成26年度決算に基づく精算になります。

また、2項基金繰入金におきまして、当初予算及び補正予算に計上いたしました財政調整基金繰入金1億6327万8000円、こちらにつきましては全額減額いたします。

24、25ページになります。19款繰越金、1項繰越金における前年度繰越金4億31万4000円の追加、こちらにつきましては、平成26年度決算における実質収支額のうち予算未計上分を全額計上するものでございます。

20款諸収入、5項雑入におきましては、説明欄記載事業の平成26年度に歳入した国県支出金を精算することによる歳入の追加をするものでございます。

21款市債、第1項市債における臨時財政対策債2660万円の減額、こちらにつきましては、普通交付税の交付決定に伴う発行可能額の決定に伴うものでございます。

恐縮ですけれども、11ページをごらんいただきたいと思います。債務負担行為の補正になります。こちらにつきましては、本定例会へ提案をしております伊勢原市総合運動公園ほか3公園の指定管理者を更新するため、債務負担行為の期間と限度額を設定するものでございます。

おめくりいただきまして、12、13ページをごらんください。地方債の補正でございます。臨時財政対策債の減額に伴いまして、起債の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計になります。

○議案第58号 平成27年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

45ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うもので、既定の予算総額に1284万4000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を120億7584万4000円とするものでございます。

58、59ページをごらんいただきたいと思います。歳出予算の補正の内容につきましては、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等における後期高齢者支援金230万7000円の追加、4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等における前期高齢者納付金21万7000円の追加、こちらにつきましては、平成27年度の支払い金額の確定に伴うものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金における一般被保険者保険税還付金1032万円の追加、こちらにつきましては、東高森団地の固定資産税課税誤りに伴うものの追加でございます。

56、57ページをごらんください。歳入予算の補正の内容でございます。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金における現年度療養給付費等国庫負担金73万8000円の追加及び第6款県支出金、第2項県補助金における県財政調整交付金18万4000円の追加、こちらにつきましては、後期高齢者の増額補正に伴うものでございます。

10款繰越金、1項繰越金におけるその他繰越金1192万2000円の追加につきましては、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び一般被保険者保険税還付金の増額補正に伴うものでございます。

○議案第59号 平成27年度伊勢原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

63ページをごらんください。この補正予算につきましては、平成26年度決算に基づく精算を行うものでございます。

72、73ページをごらんください。5款繰越金、1項繰越金における前年度繰越金4372万3000円の追加、また、4款繰入金、1項他会計繰入金に同額の一般会計繰入金を減額するものでございまして、予算の総額に変更はございません。

○議案第60号 平成27年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

続きまして、77ページでございます。この補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正を行うもので、既定の予算総額に2億3793万9000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を66億1493万9000円とするものでございます。

88ページ、89ページになります。歳出予算の補正の内容でございます。4款基金積立金、1項基金積立金における介護給付準備基金積立金1億3560万8000円の追加、こちらにつきましては、平成26年度における介護給付準備基金繰入金の余剰金が確定したことに伴う追加でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金における償還金3518万1000円の追加につきましては、平成26年度の交付を受けました国県支出金等の精算に伴いまして、一部返還が必要となりましたことから追加をするものでございます。

6款諸支出金、2項繰出金における一般会計繰出金6715万円の追加でございます。こちらにつきましては、平成26年度における一般会計繰入金の余剰額が確定したことに伴うものでございます。

86、87ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入予算の補正の内容でございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金における過年度分地域支援事業交付金148万1000円の追加及び7款繰越金、1項繰越金における前年度繰越金2億3645万8000円の追加につきましては、平成26年度の実質収支が確定したことに伴うものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、その他の議案2議案についてご説明を

させていただきます。

○議案第61号 伊勢原市市民農園の指定管理者の指定について

議案書の83ページをごらんください。11月4日に指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、株式会社アグリメディアを市民農園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

○議案第62号 伊勢市総合運動公園ほか3公園の指定管理者の指定について

続きまして、85ページになります。同じく11月4日に指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、元気な伊勢原づくり共同事業体を総合運動公園ほか3公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

次に、報告案件3件でございます。

○報告第24号 伊勢原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

87ページ。こちらにつきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例中に引用する条項を整理する必要があるため、市長の専決事項の指定に基づき専決処分をしたものでございます。

88ページに専決処分書、89から94ページまでに改正条例、95ページから103ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

ただいまご説明いたしましたとおり、被用者年金制度が一元化されまして、今まで共済組合法で、議員の皆さんも公務災害補償の支給に関する根拠法令を共済組合法に置いたわけですけれども、共済組合法が廃止されまして、被用者年金に一元化されたということで、根拠の法令が変わったということでございまして、支給金額、支給率等については変更がないということでご理解いただければと思っております。

次に、損害賠償の額の決定及び和解の報告2件でございます。

○報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

104ページをごらんください。こちらにつきましては、救急車両が、災害現場に停車しておりました一般車両を避けるために、路上に倒れていた相手方の近くを通行した際に、相手方の爪先をひいてしまいまして、負傷したということでございまして、市長の専決事項の指定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。なお、本市の過失割合につきましては10割でございまして、損害賠償額は67万6016円でございます。本市賠償額につきましては、加入してございます自動車損害の賠償責任に係る任意保険により補填することになります。

105ページに専決処分書を掲載してございますので、ご確認くださるようお

願ひ申し上げます。

○報告第26号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

続きまして、106ページ。こちらにつきましては、公用車が走行中に、反対車線の車列の間から飛び出してきた相手方の車両と接触いたしまして、車両に損傷を与えたものでございまして、市長の専決事項の指定に基づき専決処分をしたものでございます。107ページに専決処分書がございませぬけれども、本市の過失割合は2割でございまして、損害賠償額は8万560円でございませぬ。賠償額につきましては、本市が加入している自動車事故の損害賠償に係る任意保険により補填させていただくこととなりますので、専決処分書をご確認くださいようお願い申し上げます。

以上で、12月定例会に提出いたしました議案等につきまして説明をさせていただきます。

なお、任期満了に伴います人権擁護委員の候補者の推薦に係る人事案件1件につきまして、議案を追加提出させていただく予定としてございませぬので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上でございませぬ。

○委員長【山田昌紀議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「ありません」の声あり）

ないようですので、以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 お配りしてございませぬ、議会側処理事項（11月24日）をごらんいただきたいと思います。

まず、1の請願・陳情の受理状況でございませぬ。4件ございまして、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出、それから、11号が介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善、それから、12号と13号につきましては、私学助成の拡充を国、県に求める陳情でございませぬ。

次に、2の選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございませぬ。会派代表者会議におきまして選出方法等をご協議いただいで、人選をお願いいたしました結果、11月16日の会派代表者会議におきまして、議長から、選挙管理委員及び補充員・被推薦者名簿、これが配付されていると思ひますので、ご確認いただきたいと思いますと思ひますが、それぞれ報告がございませぬ。12月定例会の最終日に上程をすることとなりますけれども、選挙の方法についてご協議をお願いいたします。なお、従来におきましては議長の指名推選によって行うことが例となっております。

以上でございませぬ。

○委員長【山田昌紀議員】 議会側処理事項については、以上でございませぬ。

ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」と言う者あり）

なしという声がありましたので、それでは、お諮りいたします。選挙管理委員及び補充員の選挙につきましては、従来どおり、指名推選とし、議長から選挙管理委員及び補充員・被推薦者名簿のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、本会議において、議長から選挙管理委員及び補充員・被推薦者名簿のとおり指名いたします。よろしくお願いたします。

次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 正副委員長とご協議をさせていただきまして、付託表の案を作成し、配付させていただいております。

市長提出議案10件でございますが、まず、議案第53号につきましては総務常任委員会に付託でございます。議案第56号、都市公園条例、それから、議案第61号、市民農園の指定管理者、議案第62号、運動公園ほか3公園の指定管理者、その3件につきましては産業建設常任委員会に付託でございます。戻りまして、第54号と55号、それから57号から60号までにつきましては付託省略でございます。陳情は、先ほどご説明いたしました4件でございます、いずれも教育福祉常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 ただいま説明した内容について、質疑があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 会期の決定につきましては、過日原案をお示しし、ご了解をいただいておりますので、その内容に基づいて、日程案を作成させていただいております。11月30日から12月17日までの18日間となっております。

- ・ 11月30日 本会議 提案説明等
- ・ 12月 1日 一般質問通告期限正午
- ・ 12月 4日 本会議 議案審議

- ・ 12月 8日 委員会・付託審査
(総務常任委員会、午前9時30分)
(教育福祉常任委員会、午後1時30分)
 - ・ 12月 9日 委員会・付託審査
(産業建設常任委員会、午前9時30分)
 - ・ 12月11日 一般質問
 - ・ 12月14日 一般質問
 - ・ 12月15日 一般質問
 - ・ 12月17日 本会議 最終日
- 以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、配付した内容で、11月30日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。その他に何か発言があればお伺いいたします。(「ありません」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時3分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成27年11月24日

議会運営委員会
委員長 山 田 昌 紀